

(配布先)
支店長・副支店長
施工担当部署長・建設所長
副部長・副所長・統括工事長
安全長・安全主任
工事長・工事主任
関西支店取引業者災害防止協議会

事務連絡(安-2023-36)
令和5年11月1日
【改訂】令和5年11月10日

関西支店 安全環境部長

一号特定技能外国人の作業所入場時の確認の実施、
及び外国人建設就労者の作業所入場時の確認事項廃止について（要請・通知）

国土交通省の「特定技能及び建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」の改訂について（令和5年8月31日）に基づき、一号特定技能外国人（別紙1）を受け入れる場合は下記事項に留意するよう作業所関係者に周知願います。

また、外国人建設就労者受入事業が令和5年3月31日をもって終了したことに伴い、平成27年2月16日付、示達本(安環安)14-16（別紙2）で要請した、同就労者の作業所入場時における確認事項を廃止します。

関西支店では、今まで技能実習生・建設就労者（特定活動）において、安全環境部で書類審査後、安環部承認印をついた書類を取引業者に返却し、各作業所にコピーを持参していましたが、今回の一号特定技能外国人についても同じ要領にて実施をします。

なお、同示達において要請した外国人技能実習生の作業所入場時の確認事項については示達本(安環安)18-04で既に廃止済みであることを申し添えます。

記

1. 一号特定技能外国人を作業所に受け入れる場合の確認・指導事項
 - (1)再下請負通知書（別紙3）の一号特定技能外国人従事状況欄が「有」となっていること。
 - (2)以下の書類が1次業者から提出されていること。

	提出書類	添付書類（写し）
一号特定 技能外国人	一号特定技能外国人建設 現場入場届出書 (別紙4)※	1. 建設特定技能受入計画認定証 2. パスポート 3. 在留カード 4. 受入建設企業と一号特定技能外国人 との間の雇用条件書 5. 建設キャリアアップシステムカード

※「下請指導ガイドライン」（別紙5）に従い、届出書の記載内容と実際の受入状況の整合性等について確認及び指導する。

2. 上記1.のうち個人情報を含む書類については、事務所内の施錠できる保管庫に保管し、火災・盗難対策を講じる。
3. 問い合わせ先：関西支店 安全環境部 安全グループ 北川
(提出先) メルアド：c.miyachi@shimz.co.jp

以上

別紙 1

一号特定技能外国人労働者について

特定技能：特定産業分野に属する相当程度の知識または経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人の在留資格

特定技能 1 号に属する産業分野：

建設分野、造船・舶用工業分野、介護分野、航空分野、他

在 留 期 間：1 年（6 か月又は 4 か月ごとの更新、通算上限 5 年） 技 能 水 準：試験等で確認（技能実習 2 号修了者は試験等免除） 日本語能力水準：試験等で確認（技能実習 2 号修了者は試験等免除） 家 族 の 帯 同：基本的に認めない ＊受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象
--

就労までの流れ：

1. 建設技能人材機構が行う上記試験に合格又は技能実習 2 号を修了
試験：学科 30 問(60 分)、実技 20 問(40 分)
↓
2. 受入れ機関(会社等)との間で雇用契約の締結
(受入れ機関は出入国在留管理庁の登録を受ける必要がある)
↓
3. 受入れ機関が当該外国人の支援計画を策定
↓
4. 当該外国人が在留資格認定証明書交付を地方出入国在留管理局へ申請する
↓
5. 在留資格認定証明書の受領
↓
6. 在外公館のビザを申請
↓
7. ビザの受領
↓
8. 日本へ入国
↓
9. 就労開始

(配付先)
関係部門長・支店長
写：部門安全管理総括責任者
部門安全環境部長

示達本(安環安)14-16
平成 27 年 2 月 16 日

安全環境本部長

外国人建設就労者受入事業運用開始に伴う
作業所入場時の確認について（要請）

外国人建設就労者受入事業に関する告示（平成 26 年国土交通省告示第 822 号）が平成 27 年 4 月 1 日から施行され、建設分野技能実習を修了した外国人技能実習生は、「外国人建設就労者」（在留資格：特定活動）として最大 3 年間の就労が認められることとなります。（別添 1 参照）

ついては、外国人建設就労者及び外国人技能実習生を受け入れる場合は、下記事項に留意するよう作業所関係者に周知願います。

記

1. 外国人建設就労者等を作業所に受け入れる場合の確認・指導事項
 - (1) 再下請負通知書（別添 2 又は 3）の外国人建設就労者等の従事状況欄が「有」となっていること。
 - (2) 以下の書類が 1 次業者から提出されていること。

	提出書類	添付書類（写し）	
外国人 建設就労者	外国人建設就労者 建設現場入場届出書 (別添 4)※	1. 適正監理計画認定証 2. パスポート 3. 在留カード又は外国人登録証明書 4. 受入建設企業との雇用契約書及び 雇用条件書	廃止対象
外国人 技能実習生	外国人技能実習生 建設現場入場許可申請書 (別添 5)	1. パスポート 2. 在留カード又は外国人登録証明書 3. 実習実施機関概要書 4. 申請人名簿 5. 監理団体概要書 6. 実習実施機関との雇用契約書及び 雇用条件書 7. 保険契約を証明するもの	廃止済

※「下請指導ガイドライン」（別添 6）に従い、届出書の記載内容と実際の受入状況の整合性等について確認及び指導する。

2. 上記 1. のうち個人情報を含む書類については、事務所内の施錠できる保管庫に保管し、火災・盗難対策を講じる。
3. 作業所の安全衛生確保のため、外国人建設就労者及び外国人技能実習生が言葉の理解力等必要な能力を備えた者であることを確認する。

以 上

別紙3 再下請負通知書の作成例

令和 年 月 日

再下請負通知書

直近上位

注文者名 _____

【報告下請負業者】

住 所 _____

会 社 名 _____

代表者名 _____

《自社に関する事項》

工事名称及び 工 事 内 容							
工 期	自	令和	年	月	日	注文者との 契 約 日	令和 年 月 日
	至	令和	年	月	日		

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許可（更新）年月日		
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	平成 ・ 令和	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	平成 ・ 令和	年 月 日

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入	雇用保険 加入 未加入 適用除外
----------------	-------------	------------------------	------------------	------------------------

現 場 代 理 人 名		雇用管理責任者名	
権限及び 意見申出方法		専門技術者名	
主任技術者名	専 任 非専任	資格内容	
資格内容		担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会 社 名					代表者名					
住 所 電話番号										
工事名称及び 工 事 内 容										
工 期	自	令和	年	月	日	契約日	令和	年	月	日
	至	令和	年	月	日					

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許可（更新）年月日	
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	平成 ・ 令和	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	平成 ・ 令和	年 月 日

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名		
権限及び 意見申出方法		
主任技術者名	専 任 非専任	
資格内容		

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

(関西) 一号特定技能外国人建設現場入場届出書

清水建設株式会社 関西支店 安全環境部長 殿

届出年月日：

(一次下請企業の名称)
(責任者の職・氏名)
(受入企業の名称)
(責任者の職・氏名)

一号特定技能外国人の建設現場への入場について下記のとおり届出ます。

記

1 建設工事に関する事項

建設工事の名称	清水建設株式会社を元請とする関西支店管轄の全作業所
施工場所	同上

2 建設現場への入場を届け出る一号特定技能外国人に関する事項

※ 4名以上の入場を申請する場合、必要に応じて欄の追加や別紙とする等で対応すること。

	一号特定技能外国人 ①	一号特定技能外国人 ②	一号特定技能外国人 ③
建設特定技能受入計画認定番号			
氏名 (ローマ字)			
氏名 (フリガナ)			
生年月日			
性別			
国籍			
業務区分			
パスポート有効期限			
在留期間満了日			
雇用期間満了日			
CCUSカード有効期限			
CCUS登録情報が最新であることの確認	☐ 確認済 (確認日：)	☐ 確認済 (確認日：)	☐ 確認済 (確認日：)

※/安全環境部記入

許可期限			
------	--	--	--

3 受入企業・建設特定技能受入計画に関する事項

業務区分	
従事させる期間 (計画期間)	
責任者 (連絡窓口)	役職 氏名 連絡先
グリーンサイトの1号特定技能外国人の従事状況	☐ 有 (確認日：)

※業務区分・従事させる期間については、建設特定技能受入計画の記載内容を正確に転記すること

○添付書類

提出にあたり下記に該当する写し各1部を添付すること

- 建設特定技能受入計画認定証
(複数ある場合には、すべて。別紙(建設特定技能受入計画に関する事項)も含む。)
- パスポート
(国籍、氏名等と在留許可のある部分)
- 在留カード
- 受入企業と一号特定技能外国人との間の雇用条件書
- 建設キャリアアップシステムカード

○グリーンサイト

1号特定技能外国人の従事状況 (有無)

清水建設株式会社関西支店安全環境部記入欄

左記1～5添付書類、 **グリーンサイト確認済**
確認日：

部長	G長	主査	担当

1. 建設特定技能受入計画認定証

※ここに貼り付ける必要はありません。別添付で構いません。

2. パスポート

氏名 (ローマ字)	0
氏名 (カタカナ)	0
国籍	0
一次下請企業の名称	0
受入企業の名称	0
業務区分	0
在留資格	一号特定技能
パスポート期限	1900年1月0日
パスポート（国籍、氏名等と在留許可のある部分）貼付欄	

3. 在留カード

氏名 (ローマ字)	0
氏名 (カタカナ)	0
国籍	0
一次下請企業の名称	0
受入企業の名称	0
業務区分	0
在留資格	一号特定技能
在留期限	1900年1月0日
在留カード（表・裏）貼付欄	

4. 雇用条件書（雇用期間及び保険の加入状況が確認出来るもの）

※ここに貼り付ける必要はありません。別添付で構いません。

5. 建設キャリアアップシステムカード

氏名 (ローマ字)	0
氏名 (カタカナ)	0
国籍	0
一次下請企業の名称	0
受入企業の名称	0
業務区分	0
在留資格	一号特定技能
CCUS有効期限	1900年1月0日
CCUSカード貼付欄	

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局
建 設 業 課 長
国 際 市 場 課 長

「特定技能及び建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」の改訂について

本年 6 月の「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」の一部変更等を反映し、施工体制台帳や再下請負通知書を活用した確認・指導等において、「就労させる場所」の確認を不要とする改正を行いました。

また、平成 27 年 4 月より、復興事業の更なる加速を図りつつ、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会等の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、即戦力となる外国人材の受入れを行う外国人建設就労者受入事業を緊急かつ時限的な措置として実施しておりましたが、令和 5 年 3 月 31 日をもって終了いたしました。

これらを受けて、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にすることにより外国人建設就労者受入事業と特定技能制度の適正かつ円滑な実施を図ることを目的として定めている「特定技能制度及び建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」について、ガイドラインの名称を「特定技能制度に関する下請指導ガイドライン」に変更するとともに、所要の改正を行いましたので、通知いたします。

貴団体におかれましては、貴団体傘下の建設業者に対し、本通知の内容について周知していただきますよう、お願いいたします。

特定技能制度に関する下請指導ガイドライン

第1 趣旨

建設業においては、他産業を上回る高齢化が進んでおり、近い将来、高齢技能者の大量離職による担い手の減少が見込まれることから、将来の建設業を支える入職者の確保が喫緊の課題となっている。このため、官民をあげて、適切な賃金水準の確保や社会保険への加入徹底、技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し適正な評価と処遇につなげる建設キャリアアップシステムの構築など、技能者の処遇改善につながる取組を推進するとともに、建設現場での生産性向上に取り組んでいるところである。しかしながら、建設業においては、こうした取組を行ってもなお、国内の人材だけでは担い手の不足が生じることが見込まれており、外国人材の受入れ及びその適正化及び円滑化を図るための環境整備が必要となっている。

こうした状況を背景に、建設分野では、外国人技能実習生の受入れに加えて、令和元（平成 31）年度より、特定技能制度において一定の専門性・技能を有する特定技能外国人の受入れが開始されたところである。

特定技能制度では、一号特定技能外国人の受入れ前に、国土交通省において、雇用条件や従事させる業務、安全衛生教育の実施等を記載した計画を審査、認定するとともに、認定された計画どおりに適正な就労が行われていることを継続的に確認し、必要に応じて助言指導、監査等することで、一号特定技能外国人の適正な就労環境の確保と国内人材も含めた建設技能者の適切な処遇確保を図ることとしている。

また、建設業界自らの取組としても、一号特定技能外国人の受入れに関わる元請業者団体及び専門工事業団体等により設立され、特定技能外国人受入事業実施法人として登録を受けた（一社）建設技能人材機構において、労働関係法令の遵守、建設キャリアアップシステムの活用等による在留資格等の確認の徹底、正当な理由なく一号特定技能外国人を工事現場から排除することの禁止及び適正就労監理機関である（一財）国際建設技能振興機構を通じて受入企業に対する巡回訪問・指導・助言を行うこと等を含む行動規範を定め、この適正な運用に努めることとしたところである。

他方、建設業の特徴として、一号特定技能外国人は様々な現場で働くことになることから、国土交通省及び（一社）建設技能人材機構による適正な受入れの取組を補完する観点から、現場管理に責任を有する元請企業においても、一号特定技能外国人の管理に関し一定の関与も期待されるところであり、元請企業による下請指導の実効性を確保するために、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件」（平成 31 年国土交通省告示第 357 号）において、一号特定技能外国人を労働者として受け入れ建設工事に従事させる建設企業が下請負人である場合には、直接当該工事を請け負った元請企業の指導等に従わなければならない旨が定められている。

<参照条文>

○「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件」（平成 31 年国土交通省告示第 357 号）

第三条第三項第六号 一号特定技能外国人が従事する建設工事において、申請者が下請負人である場合には、発注者から直接当該工事を請け負った建設業者の指導に従うこと。

本ガイドラインは、こうした趣旨を踏まえ、建設分野特定技能外国人制度について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にすることにより、本制度の適正かつ円滑な実施を図ることを目的として策定したものである。

なお、建設分野特定技能外国人制度のほか、外国人技能実習生制度いずれにおいても、外国人材の適正な受入れを図る観点から、受入企業及び外国人材双方とも建設キャリアアップシステムに登録しなければならないこととしたところである（外国人技能実習制度については 2020 年 1 月以降に申請が受理された技能実習計画について登録義務化）。今後、本ガイドラインにおいて定められた現場入場届出書等の書類に記載すべき事項や元請企業において確認すべき事項を明確にし、同システムに反映することにより、書類の削減・ペーパーレス化を図っていく予定であるが、必要なシステム改修が行われるまでの間については、当面の措置として、元請企業は、本ガイドラインに基づき、下請指導及び現場管理を行っていくものとする。

第 2 元請企業の役割と責任

（1）総論

元請企業は、請け負った工事の全般について、下請企業よりも広い責任や権限を持っている。この責任・権限に基づき元請企業が発注者との間で行う請負価格、工期の決定などは、下請企業の経営の健全化にも大きな影響をもたらすものであることから、下請企業の企業体質の改善について、元請企業も相応の役割を分担することが求められる。

このような観点から、元請企業はその請け負った建設工事におけるすべての下請企業に対して、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、雇用・労働条件の改善、福祉の充実等について指導・助言その他の援助を行うことが期待される。

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）では、第 24 条の 6 において、元請企業の下請企業に対する指導等が規定されているところである。

また、一号特定技能外国人についても、関係者を挙げて事業の適正化を進めることが必要であり、元請企業においても受入企業に対する指導等の取組を講じる必要がある。

本ガイドラインによる下請指導の対象となる受入企業は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての受入企業であるが、元請企業がそのすべてに対して自ら直接指導を行うことが求められるものではなく、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能である。もっとも、直接の契約関係にある下請企業に実施させたところ

指導を怠った場合や、直接の契約関係にある下請企業がその規模等にかんがみて明らかに実施困難であると認められる場合には、元請企業が直接指導を行うことが必要である。

元請企業においては一号特定技能外国人の適正な就労環境の確保と国内人材も含めた建設技能者の適切な処遇確保を図るため、支店や営業所を含めて、その役職員に対する本ガイドラインの周知徹底に努めるものとする。

(2) 施工体制台帳や再下請負通知書を活用した確認・指導等

施工体制台帳の作成及び備付けが義務付けられる建設工事において、再下請負がなされる場合には、下請負人から元請企業に対して再下請負通知書が提出される。建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号。以下「規則」という。）第 14 条の 4 の規定に基づき、再下請負通知書の記載事項に一号特定技能外国人の従事の状態に関する事項を記載する必要があることから、元請企業においては、再下請負通知書を活用して下請負人の一号特定技能外国人の従事の状態を確認することが可能である（別紙 1）。

また、元請企業は、一号特定技能外国人を受け入れる企業から一号特定技能外国人現場入場届出書（別紙 2）による報告があった場合、その記載内容と各添付書類の情報の整合性に加え、以下の①及び②の事項について確認すること（一号特定技能外国人の受入れが確認されたにも関わらず、別紙 2 による報告がない場合は、報告を受入企業に求めること）。あわせて、別紙 2 の記載内容に変更がある場合、受入企業から元請企業に変更の届出を行うよう指導すること。

①業務区分の内容

一号特定技能外国人現場入場届出書「2. 建設現場への入場を届け出る一号特定技能外国人に関する事項」のうち「業務区分」が、適切な記載となっているかどうか。具体的には、「3. 受入企業・建設特定技能受入計画に関する事項」の「業務区分」と同一であるかどうか。

②従事させる期間

一号特定技能外国人現場入場届出書「2. 建設現場への入場を届け出る一号特定技能外国人に関する事項」のうち「現場入場の期間」が、適切な記載となっているかどうか。

具体的には、「在留カードにおける「在留期間」の範囲内であるかどうか。

一号特定技能外国人現場入場届出書の記載内容と各添付書類の情報の整合性が確認できない場合、届出は無効として扱い、改めて適正な届出を行うよう受入企業を指導すること。現場入場以降、実際の受入れ状況と届出の内容と整合が取れない場合は、建設特定技能受入計画に基づいた一号特定技能外国人の受入れが行われるよう、受入企業を指導すること。

また、別紙 2 による報告があった後、その記載内容と実際の受入状況に関して明らかな齟齬が確認された場合は、別紙 2 により変更の届出を行うよう受入企業を指導すること。

受入企業が上記報告の求めに応じない場合や指導に従わないような場合には、所属する元請企業団体（特定技能外国人受入事業実施法人である（一社）建設技能人材機構を含む。）を通じて建設分野特定技能協議会への報告を行うこと。

なお、元請企業団体に所属していない元請企業は、直接各協議会への報告を行うこと。

また、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 24 条の 7 第 1 項に基づき作成する施工体制台帳については、一号特定技能外国人の従事に関する事項を記載する必要があるが、別紙 3 の作成例を参考とし、施工体制を適切に把握するとともに、必要に応じて建設業法第 24 条の 6 第 1 項の規定に基づく指導を行うなど、適正な施工体制の確保に努めること。

（３）施工体制台帳の作成を要しない工事における取扱い

下請契約の総額が建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）で定める金額を下回ることにより施工体制台帳の作成等が義務付けられていない民間工事であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、元請企業は規則第 14 条の 2 から第 14 条の 7 までの規定に準拠した施工体制台帳の作成等が勧奨されているところである（「施工体制台帳の作成等について」（平成 7 年 6 月 20 日建設省経建発第 147 号）参照）。

建設工事の施工に係る受入企業の一号特定技能外国人の受入状況についても、元請企業は適宜の方法によって把握し、必要な報告徴求及び指導を行うことが望ましい。

（４）一号特定技能外国人の現場入場について

元請企業は、適正な手順を踏まえて受入企業が雇用する一号特定技能外国人について、（１）から（３）に記載の役割及び責任が新たに生じること等を理由として、その現場入場を不当に妨げてはならない。

第 3 受入企業の役割と責任

一号特定技能外国人の受入れの円滑な実施・運営にあたっては、一号特定技能外国人を雇用する受入企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠である。具体的には、規則第 14 条の 4 の規定に基づく再下請通知書については、別紙 1 の作成例を参考とし、適正な施工体制の確保に努めるとともに、一号特定技能外国人を雇用し、現場に新規入場させる場合には、別紙 2 の作成例を参考（既存の様式等別紙 2 以外の様式を用いる場合であっても別紙 2 に記載の項目を満たすこと）として、建設特定技能受入計画の内容に基づいて現場ごとに一号特定技能外国人建設現場入場届出書を作成し、元請企業に提出するほか、別紙 2 の記載内容の変更がある場合には、元請企業に変更の届出を行うことが必要である。

第 4 施行期日等

本ガイドラインは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

今後、特定技能制度に係る見直しの状況等を踏まえて必要があると認めるときは、ガイドラインの見直し等所要の措置を講ずるものとする。

改正履歴 令和元年 12 月 23 日 施行
令和 5 年 8 月 31 日 施行